

電子取引データ保存要件チェックシート

令和6年11月

(申告所得税及び法人税に係る国税関係帳簿書類の保存義務のある全ての方が対象)

電子取引を行っていますか？ (法25)

電子取引とは、取引に関して、注文書・契約書・送り状・領収書・見積書・請求書などに相当する電子データを受領又は交付することをいいます。
 例えば、(1)いわゆるEDI取引、(2)インターネット等による取引、(3)電子メールにより取引情報を授受する取引（添付ファイルの場合を含む。）、(4)インターネット上にサイトを設け、当該サイトを通じて取引情報を授受する取引をいいます。
 [取引先からのメール、EDI、クラウド等で受領した見積書・納品書・請求書、ECサイトで購入した商品の請求書や領収書、インターネットのみで確認できるクレジットカード、ネットバンキング、水道光熱費などの明細書等があれば電子取引に該当します。]

↓ YES ... Noの場合は電子取引データを保存する必要はありません。

原則的な電子取引データの保存に関して、以下の 1 2 3 の要件を全て満たしていますか？

1

改ざん防止の措置を行っている (規4①～④)

いずれかの改ざん防止のための措置をとる必要があります。

- ① タイムスタンプが付与されたデータを受受
- ② 受領したデータにタイムスタンプを付与
- ③ 訂正・削除の履歴が残るシステム等でデータを受受・保存
- ④ 改ざん防止のための事務処理規程を策定、運用、備付け

改ざん防止措置への対応のポイント

専用のシステムを導入しない方法として「④改ざん防止のための事務処理規程を策定、運用、備付け」といった方法もあります。国税庁HPにも、事務処理規程のサンプルが掲載されていますので活用ください。

2

ディスプレイ・プリンタを備え付けている (規2②二)

ディスプレイやプリンタ等の性能や設置台数等は、要件とされていませんが、税務調査等において当該電子取引データを確認できるようにする必要があります。

備付け要件への対応のポイント

スマートフォンのみで取引を行っている場合など、パソコンやプリンタ等を保有していない場合でも、近隣の有料プリンタ等により速やかに出力できれば、この備付け要件を満たしているものと取り扱われます。

3

3つの記録項目で検索できる (規2⑥五イ)

「取引年月日」、「取引金額」及び「取引先」の3つの記録項目で検索する必要があります。

↓ YES

範囲指定・組み合わせ検索ができる (規2⑥五ロハ)

次の検索要件をいずれも満たしている必要があります。

- ・ 「取引年月日」又は「取引金額」の項目について、範囲指定をして検索できること (範囲指定検索)
- ・ 2以上の任意の記録項目を組み合わせで検索できること (組み合わせ検索)

↓ YES → 「3」の要件を満たしています。

以下のいずれかに該当する (規4①)

次のいずれかに該当する必要があります。

- ・ 基準期間（2年（期）前）の売上高が5,000万円以下
- ・ 電子取引データを出力した画面を、取引年月日及び取引先ごとに整理された状態で提示・提出することができるようにしている。

↓ YES

税務調査等の際にダウンロードの求めに応じることができる (規4①)

税務調査等の際に税務職員からの電子取引データのダウンロードの求め（データの提示・提出の要求）があった場合に、求めに応じることができるようにしておく必要があります。

↓ YES → 「3」の要件を満たしています。

↓ **1 2 3 全てに YES**

原則的な保存要件を満たしています。

「1」～「3」の
どれかひとつでも
NO

原則的な保存要件に対応するまでの猶予措置に関して、以下の 1 2 の要件を共に満たしていますか？ (規4③)

1

保存できなかったことについて相当の理由がある (規4③)

相当の理由とは、例えば、「システム等の整備が間に合わない」「人手不足」「システム整備の資金不足」など、原則的なルールに従って電子取引データの保存を行うための環境が整っていない事情がある場合が該当します。

2

税務調査等の際に対応ができる (規4③)

税務調査の際に税務職員からの

- ① 電子取引データのダウンロードの求め（データの提示・提出の要求）
- ② 電子取引データを出力した画面の提示・提出の求めがあった場合に、求めに応じることができるようにしておく必要があります。

↓ **1 2 共に YES**

↓ 「1」・「2」のいずれかNO

猶予措置の適用を受けることができます。

猶予措置を含めてルールに従った保存ができていません。
 (上記原則的な保存要件「1」～「3」又は猶予措置の要件「1」「2」をご確認ください。)

(注) チェックシート内の「法」及び「規」は以下の法令をいいます。
 法：電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律
 規：電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則